

【EU】持続可能な循環型繊維製品のための戦略の公表

海外立法情報課 田村 祐子

* 2022年3月、繊維製品産業を持続可能な産業へと転換するため、エコデザイン要件の設定、デジタル製品パスポートの導入、売れ残り製品の廃棄禁止等を含むEUの戦略が公表された。

1 背景・経緯

近年、繊維製品¹の生産と消費は世界的に拡大を続けており²、環境に与える影響も増加している。欧州環境庁の調査によると、EUにおける繊維製品の年間消費量は一人当たり約26kgであり、環境と気候変動に悪影響を及ぼす家計消費品目のうち、水・原材料の使用量では4番目、CO₂排出量では5番目に繊維製品が挙げられている³。2019年12月に公表されたEUの成長戦略である欧州グリーンディール（COM(2019)640）は、クリーンな循環型経済の構築を掲げており、これに沿って2020年3月に公表された新循環型経済行動計画では、持続可能で循環型の生産・消費ビジネスモデルへの移行が急務な、重点的に取り組む主要製品のの一つとして繊維製品が位置づけられた⁴。これを受けて、欧州委員会は、2022年3月30日、繊維産業の転換のための政策パッケージ「持続可能な循環型繊維製品のための戦略」⁵（以下「戦略」）を公表した。

2 戦略の概要

(1) 構成

戦略は、全5章（第1章「序文」、第2章「欧州の新しい様式：持続可能で循環型の繊維製品のための主要な行動」、第3章「明日の産業を紡ぐ：実現可能な状況の創出」、第4章「持続可能な繊維製品のバリューチェーン⁶を国際的につなぐ」、第5章「結論」）から成り、複数の既存立法の改正提案⁷を伴う。

(2) 戦略の主な内容

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

¹ textile products. 明確な定義はないものの、「持続可能な循環繊維製品のための戦略」では、衣類、履物、家庭用布製品（カーペット、タオルなど）等が言及され、繊維製品の81%が衣類であると記述されている。European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles,” COM (2022) 141, 2022.3.30. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022DC0141&qid=1653456497458>>

² 世界の繊維製品の生産量は、2000年から15年間でほぼ倍増している。Ellen MacArthur Foundation, “A New Textiles Economy: Redesigning fashion’s future,” 2017, p.18. <<https://emf.thirdlight.com/link/2axvc7eob8zx-za4ule/@/preview/1?o>>

³ European Environment Agency, “Textiles and the environment in a circular economy,” 2019.11. <<https://www.eea.europa.eu/publications/textiles-in-europes-circular-economy/textiles-in-europe-s-circular-economy>>

⁴ European Commission, “A new Circular Economy Action Plan: For a cleaner and more competitive Europe,” COM(2020) 98, 2020.3.11, p.10. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:9903b325-6388-11ea-b735-01aa75ed71a1.0017.02/DOC_1&format=PDF>; 欧州グリーンディール及び新循環型経済行動計画の詳細は、小池拓自「欧州グリーンディールと欧州新産業戦略—2つの移行、グリーン化とデジタル化—」『レファレンス』No.846, 2021.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687334_po_084602.pdf?contentNo=1> を参照。

⁵ European Commission, *op.cit.*(1)

⁶ エコデザイン規則案（後述）（COM(2022) 142）の定義では、製品のライフサイクル（原材料の入手から製造、流通、使用等、使用終了に至るまでの各工程で構成される製品の一生）に関わる全ての活動をいう。

⁷ 規則及び指令の改正。「規則」は規定された内容が加盟国に直接適用される。一方、「指令」は加盟国に直接適用されるのではなく、加盟国が国内実施の措置を講ずる必要があり、その形式や手段は加盟国に委ねられる。

戦略は、エコデザイン指令（Directive 2009/125/EC. エネルギー消費製品の販売・利用時に最低限満たすべき要件の枠組みを規定）を廃止して持続可能な製品のエコデザイン要件の枠組みを規定する規則案⁸（以下「エコデザイン規則案」）を制定し、次の3点を実現するとしている。

①**エコデザイン要件の設定**：製品を環境的により持続可能なものにするを目的として、製品の耐久性、再利用性、環境負荷物質の含有状況、予想される廃棄量等、9項目を改善するためにエコデザイン要件を設定する（第2条、第5条⁹）。エコデザイン要件は、性能要件と情報要件から構成される。性能要件は、上記9項目を始めとする諸要素に関して一定の性能レベルを達成するための製品の要件であり、情報要件は、デジタル製品パスポート（後述）を含む情報を製品自体等へ添付する義務を指す（第2条）。要件の詳細は、欧州委員会が採択する委任行為（delegated acts）¹⁰により定める（第1条、第4条）。

②**デジタル製品パスポートの導入**：デジタル製品パスポート（以下「製品パスポート」）とは、製品に固有のデータの集合で、電子的にアクセス可能なものをいう（第2条）。製品パスポートに関する要件の詳細（記載すべき情報、製品購入前の消費者によるアクセス方法、利用可能な期間等）は、委任行為で定める（第8条）。情報要件には、製品パスポートが利用できる場合に限り、製品を市場に出すことができることを規定するものとする（同条）。製品パスポートは、二次元コード（QRコード）等で固有の識別子と紐づけられ、当該二次元コード等は、製品自体、包装又は付属の説明書に物理的に付されなければならない（第9条第1項）。製品を市場に出す事業者は、販売業者が製品に物理的にアクセスできない場所からも製品パスポートにアクセスできるように、販売業者の要求から5営業日以内に、そのデジタルコピーを無償で提供する義務を負う（同条第3項）。製品パスポートを作成した事業者は、データの保存義務を負う（第10条）。

③**売れ残り製品の廃棄禁止**：売れ残った製品又は返品された製品（以下「売れ残り製品」）を直接又は他の事業者によって廃棄する事業者は、年間廃棄数、廃棄の理由及び廃棄物階層¹¹に基づく廃棄品の引渡しの情報を開示しなければならない（第20条）。欧州委員会は、特定の製品群に属する売れ残り製品の廃棄が環境に著しい影響を与える場合、事業者がEU域内で売れ残り製品を廃棄することを禁ずる委任行為を採択する権限を有する（同条第3項）。

(3) その他の既存法の改正—拡大生産者責任の見直し等—

戦略では、その他の既存法について、①デジタル製品パスポートの導入に関連して、繊維の組成を明確にし、非繊維部分を示すラベルを繊維製品に付すことを義務付けるための「繊維製品表示規則（Regulation(EU) 2011/1007）」の改正、②繊維製品購入時に消費者が製品の修理に関する情報を得られるようにするための「不正な商行為指令（Directive 2005/29/EC）」及び「消費者権利指令（Directive 2011/83/EU）」の改正、③拡大生産者責任¹²に関して加盟国間で調和を図るための「廃棄物枠組指令（Directive 2008/98/EC）」の改正等を挙げている。

⁸ European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC,” COM(2022) 142, 2022.3.30. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0142&qid=1654835625847>>

⁹ 以下、括弧内の条項は、エコデザイン規則案の該当条項を指す。

¹⁰ 委任規則、委任決定、委任指令の総称。立法行為（通常立法手続又は特別立法手続に基づく法令行為）の非本質的要素を補足・修正するために欧州委員会が採択する。庄司克宏『新EU法基礎編』岩波書店、2013、pp.100-101。

¹¹ 廃棄物枠組指令第4条に基づく5段階（防止、再使用のための準備、再利用、エネルギー回収、廃棄）の階層。

¹² 生産者が製造から廃棄・リサイクルに至るまで、環境への影響に対して責任を負うべきとする考え方。新村出編『広辞苑 第7版』岩波書店、2018、p.523。